

## 新潟地方裁判所委員会（第20回）議事概要

- 1 日時 平成22年6月24日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席委員  
大西秀明，小林健司，齊藤浩一，設樂隆一，高橋 姿，竹内哲郎，中野谷 進，  
森 一岳，山田敏彦，山田 寿，四ツ谷有喜  
（欠席委員 佐藤 明，辻澤広子）  

（五十音順，敬称略）
- 4 議事概要
  - (1) 新委員の自己紹介（竹内哲郎委員，小林健司委員，齊藤浩一委員）
  - (2) 裁判員制度について
    - ア 裁判員経験者等に対するアンケート及び裁判員制度に対する国民の意識調査の結果について
    - イ 最高裁判所有識者懇談会について
    - ウ 新潟地方裁判所における裁判員裁判の審理状況について
  - (3) 検察審査会制度の概略説明及び新潟県内の検察審査会申立件数等について
  - (4) 韓国の裁判所の一般向け広報活動について
  - (5) 新潟地方裁判所からの説明事項
    - ア 医療関係訴訟の鑑定人ネットワークの拡大について
    - イ 裁判所の耐震改修工事について
- 5 意見交換の概要
  - (1) 裁判員制度について  
総務課長から，「裁判員経験者等に対するアンケート及び裁判員制度に対する国民の意識調査の結果について」「最高裁判所有識者懇談会について」概要説明がなされ，刑事首席書記官から，「新潟地方裁判所における裁判員裁判の審理状況について」説明がなされた。主な意見交換は，次のとおり  
    - ア 全国的な裁判員経験者のアンケートなどでは，最初は不安であったが実際参加してみると非常に良い経験をしたという意見があり，徐々に世間に浸透していき辞退者が減るのではないかと思う。今後，辞退者の数は減少していく傾向にあるのではないか。（学識経験者委員）  
最高裁判所が，裁判員裁判の実施状況について平成22年3月末までの全国集計を行っており，その中で辞退者数が確認できる。4月以降については，今後定期的に発表される予定になっているので，その数値の増減を確認していただければ，御指摘のような傾向の有無も判断できると思われる。（事務局）
    - イ 検察官委員と弁護士委員から新潟県での検察庁や弁護士会の取組等の紹介もされた。

( 検察官委員 )

- ・ 主張，立証を分かりやすくするよう心掛けた。
- ・ 提出する証拠については，大量の情報で裁判員の思考が停止しないよう不要なものは可能な限り排除し，必要なものだけに絞った。ただし，控訴審のことを考えると，あまりに一審で証拠を絞りすぎてしまうと二審で提出できなくなるため注意する必要がある。
- ・ 調書の内容自体を分かりやすくするよう配慮した。しかし，実際には簡潔で分かりやすい調書を作成することは難しく，調書の朗読について，やや冗長になってしまう印象を受けた。
- ・ 冒頭陳述については，A3横書き一枚でできる限り分かりやすい内容のものを作成して，あらかじめ裁判員に配布したり，大型モニターでパワーポイントを使用したりすることで，裁判員が目と耳から情報を得られるように配慮した。また，証拠調べにおいても大型モニターに写真や図面などの証拠の内容を表示して，裁判員が分かりやすく理解できるように努めた。
- ・ 二人の検察官が，適宜途中で交代することによって進行が単調にならないようにした。
- ・ 覚せい剤の事件では，模型を作り，重量などを実際に体感してもらった。
- ・ 分かりやすい立証の仕方については，検察官の立場で行っているのだから，実際に裁判員に分かりやすいと感じてもらえているのか疑問があったが，アンケートや新聞報道等に接すると，ある程度検察側の立証が分かりやすかったという回答が聞こえるので，まずは成果があったと感じている。

( 弁護士委員 )

- ・ 裁判員制度がスムーズにスタートできるように，制度施行前に以下のことに取り組んだ。

国選弁護人として裁判員裁判に協力する弁護士の名簿の整理をした。会員の約4割(80人程)が登録し，弁護士会としては80人程度確保できれば年間1，2件の担当で行っていきけるのではないかと見方をしていた。

これまでの刑事裁判の進め方と違うことから，新潟県弁護士会単独で行う研修だけでなく，日本弁護士連合会による衛星放送を使用して全国一斉に行う研修も含め，様々な研修に取り組んできた。

裁判所，検察庁と合同で模擬裁判や刑事裁判協議会を実施した。
- ・ 弁護士会の中の刑事弁護委員会を中心として，裁判員裁判については全件傍聴する取組をしている。事件終了後は，担当した弁護人から事件についての報告をもらい，検討会を行っている。これまでは，1，2号事件について検討会を実施した。
- ・ 最新の状況として，月1回程度，起訴件数，裁判の進行状況を会員に情報提供している。
- ・ これまで行われた裁判員裁判の事件では，世間から非常に注目されている中で，

よくやっていたというのが同業者としての率直な印象である。

ウ アンケートなどでは、検察側の説明は分かりやすかったのに対し、弁護側の説明は様々な要素があり分かりづらかったという意見が見受けられるが、その点についての感想はどうか。（学識経験者委員）

確かにそのような報道があるのは承知している。弁護人として無罪を主張することが、どのような説明をしてもなかなか理解されにくい部分もあると思われる。弁護人の方は、弁護士会としての取組はあるが、組織的な取組については検察庁と力の差があることは否定できない。（弁護士委員）

エ 傍聴希望者は報道関係者が多いのか。それとも、一般の人が関心を持って来ているのか。（学識経験者委員）

何とも申し上げられないが、当たった人から傍聴券を回収している人がいるという状況は目撃されている。（事務局）

オ 今月末から立て続けに期日が入っているようだが、1か部しかない刑事部は大変ではないのか。（学識経験者委員）

例えば、1件3名の事件は3名別々に期日を行うこともあるので、負担感は、件数よりも人数による。現在のような状況が続くようであれば、なかなか大変であるという思いは持っている。事件数がもっと多ければ、新潟でも2か部にできるのかもしれないが、現状では難しいだろう。（裁判官委員）

カ 裁判員制度については、国民にも本当に好意的にとらえられていると思うし、裁判員のアンケートからも評価が高いと感じている。今回、検察側や弁護側の意見を聞くことができたので、ぜひ裁判所側として何か感想があればお願いしたい。（学識経験者委員）

まだ件数はわずかではあるが、選ばれた裁判員は非常に熱心に参加してくれるので、良い制度であると感じている。（裁判官委員）

(2) 検察審査会制度について、新潟検察審査会事務局長から説明がされた。

(3) 韓国の裁判所の広報用DVDについて、学識経験者委員から次のとおり説明がされた。

外国から人が訪れることを想定して外国語で作成されていることにまず注目してほしい。裁判員制度発足前に、世間では裁判所は行きづらいという雰囲気があったのではないかと思うので、そのことも含めて見てもらえたらと思い、紹介した。

日本の裁判所における外国人向けの広報体制について、総務課長から紹介がされた。

## 6 次回期日

平成22年11月25日（木）午後2時から

なお、次回から、新潟地方裁判所委員会の開催を、毎年6月と11月とすることが確認された。